

今月のテーマ

子どもが楽しく通う放課後の場を
— 全国放課後連が提言、署名にとりくむ

昨年度、本誌の放課後連載で何度も言及されたように、2018年度障害福祉サービス報酬改定によって、放課後等デイサービスの事業所は収入が減り、運営に支障をきたす事態が生じました。障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（全国放課後連）は、報酬改定によってもたらされた問題を明らかにして広く知らせようと調査を実施（2019年1月実施、360事業所が回答）、同時に放課後活動のあり方を旺盛に議論しようと、提言をまとめました。

■子どもの状態を点数化

今回の報酬改定では、報酬単価

を引き下げるだけでなく、利用している子どもの障害の状態を基礎にした2段階の報酬区分が新たに設けられました。障害の判定では、子どもの状態を点数化します（指標判定）。点数の合計が13点以上の子どものを「該当児」、満たない子どもを「非該当児」と判定し、「該当児」が利用児の半数を超えた事業所（区分1）とそうでない事業所（区分2）の間に報酬上の差をつけました。

このしくみを導入した背景には、「質の低い事業所を減らす」目的があったといわれます。障害の軽い子どもが利用している事業所は手がかからないので低い報酬

でよい、報酬が低くなれば撤退するだろうという考えです。

■職員の給料減で減収対応

全国放課後連の影響調査によれば、報酬改定によって8割近い事業所が減収となりました。減収になった事業所の半数は、職員の給与を減らすことで対策を講じています。複数の事業所を運営していた法人の中には1カ所を閉鎖したところもあります。また基準以上の職員配置をしていた事業所は、やむをえず非常勤職員の削減や出勤日を減らしたといえます。職員減は即、活動縮小につながり、戸外活動がしづらくなったという記述もありました。

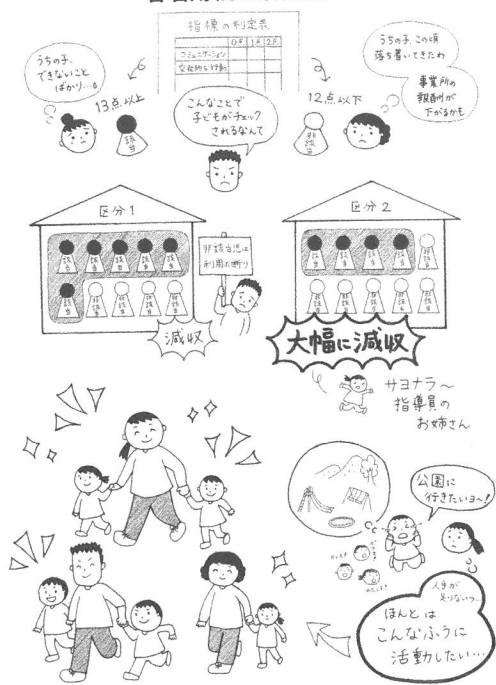
報酬改定によって、「アニメを見ているだけ」というような「質の低い事業所」が少なくなったのかどうか、厚生労働省は検証していません。しかし、全国放課後連の調査から明らかになったことは、子どもの放課後生活をゆたかにしようとする努力している事業所が困難に陥ったという現実でした。

■子どもを判定する「点」の疑問

判定に用いられる指標には、「突発的な行動」や「反復行動」など16項目が並び、各項目に対して「月に1回以上支援が必要」0点、「週に1回以上支援が必要」1点、「ほぼ毎日支援が必要」2点と点数をつけていきます。障害児支援の関係者であれば、これらの内容が子どもの姿を理解することとは無縁の項目であることに気づくと思います。判定は、自治体の調査員が保護者に聞き取って行いますが、子どもが「できるか」できないか「で答えを求められるので」とまじい声が相次いでいます。

全国放課後連調査では、この指標判定に賛意を示した回答はほとんどなく、逆に「指標で表せないことはたくさんある」「成長過程で心身ともにめまぐるしく変化することを考えると疑問」「子どもを見ることもなく自治体の調査員が記入する方法には賛成できない」といった声が寄せられました。

署名用紙の解説図



「放課後活動のあるべき姿」について

- ① 障害のある子どもにとっての放課後活動の場は、学校や家庭と異なる地域における遊びと生活の場である。したがって、毎日通えることが望ましい。
- ② 放課後活動の場は、障害のある子ども個人が尊重されるとともに、集団が保障される。
- ③ 子どもを理解し、活動を創造する専門的の力量をもった正規職員がいる。その専門性の確保のために職員集団による不断の議論の場が保障されている。
- ④ 子ども10人に対して6人程度の職員が配置されている。
- ⑤ 子どもを理解し、ゆたかな遊びと生活を支援するための計画・準備が労働時間として保障されている。
- ⑥ 放課後活動にふさわしい遊びと生活ができる施設・設備がある。
- ⑦ これらの活動が保障される公費の支弁。

全国放課後連政策提言委員会「放課後等デイサービス報酬改定指標判定・区分導入に関する事業所調査と提言」（2019年3月）と「署名用紙」はホームページからダウンロードすることができます。 <http://www.houkagoren.sakura.ne.jp/>

これらの調査結果から、全国放課後連は、①指標判定とその結果にもとづく報酬区分を廃止する、②報酬単価を引き上げる（2017年度水準にもどす）、の2点を当面の課題として署名運動にとりくんでいます。

■子ども理解を土台にした実践を

放課後等デイサービスは現在全国に1万3000カ所、20万人以上が利用しています。多種多様な

放課後等デイサービスが存在するなかで、障害のある子どもの発達を保障するための放課後活動のあり方が問われています。この制度を抜本的に改善していくために、全国放課後連は「放課後活動のあるべき姿」について提案し、おおいに議論していこうとよびかけています。

提案の論点の第1は、放課後という時間のなかで障害のある子どもの成長・発達を支援すること、どう考えるかという点です。学校

などの課業から解放された時間に、なんらかの「見えるスキル」を獲得させることを目的とするのではなく、大人や友だちとの関わりをもち、相手を理解し、折り合いをつけて生きる力をつけていくという視点が放課後活動には求められると提言は主張しています。

論点の第2は、子ども理解を基礎にした活動を展開するための要件をどう考えるかという視点です。子どもを理解するための話し

合いができる条件を整え、毎日の活動の意味を共有し、そのことを職務としてしっかりと位置づける、子どもの理解と活動の創造によって放課後活動指導員の専門性が培われていくという提起をしています。そして、「子ども10人に職員2人」という放課後等デイサービスの基準を「職員6人程度」と大幅に改善することを求めています。10対6という体制は、全国放課後連が手厚い支援をしている事業所の実態を調べて導き出したものです。

厚生労働省では、すでに2021年度報酬改定にむけた準備の会議が行われています。放課後等デイサービスが発達保障の場にならざるに、関係者にかぎらず幅広い人びとにこの活動への理解を広げていくことが必要です。全国放課後連の「提言」をつかって話し合っていくことが求められます。

中村尚子（なかむら たかこ）

NPO法人発達保障研究センター